

名古屋大学創立期における

本部事務部門と各部局の動向について

——大学事務文書の差出名と宛名の分析より——

神 谷 智

はじめに

一 文部省通達綴

(ア) 一九四二（昭和一七）年

(イ) 一九四五（昭和二〇）年・一九四六（昭和二二）年

(ウ) 一九四七（昭和二三）年から一九四九（昭和二四）年四月まで

二 その他の文部省往復綴

(ア) 官制改正関係綴

(イ) 例規綴

三 学内往復文書

(ア) 一九四〇（昭和一五）年から一九四五（昭和二〇）年七月まで

(イ) 一九四五（昭和二〇）年七月から一九四九（昭和二四）年四月まで

おわりに ——まとめにかえて——

はじめに

私は『名古屋大学史資料室ニュース第3号』の「史料遍歴（その2） 文書綴の『名前』」で、一九四五（昭和二〇）年前後に文書綴の表紙に書かれた所属名が、「名古屋帝國大學」などの大学名から、「庶務課」「庶務掛」などの掛課名へ変化していると指摘し、これが「事務組織の拡充・強化の傾向」の反映ではないかと推測した。本稿はこの点について、さらに検討を試みようとするものである。^(*)

『ニュース第3号』でも触れたように名古屋大学史資料室には、前身である名古屋大学史編集室が『名古屋大学五十年史』を編集する過程で参照した事務関係文書について、簡単な記録が残されている。先の論稿はこの中の文書綴表紙についての記録から書いたものであるが、さらにこの記録には、綴のなかの各文書一点ごとの記録も残されている。それは、文書の作成年月日・表題（表題がない場合は簡単な内容説明）・差出名・宛名・公印の有無などについて記したものである。残念ながら、それ以外の文章・文案や詳しい内容それ自体は不明であるが、それでもいろいろなことがわかる。特に差出名と宛名を年次的に分析し、そこに何らかの変化が存在すれば、それは両者間の関係の変化をも示すことになる。もちろん文書内容そのものについては詳しい分析が加えられないでの、このよ

うな方法だけでは自ずと限界はあろうが、それでも大学組織の研究において、それなりに意味があるかと思われる。

本稿はこのような観点から、名古屋大学と文部省、および学内の本部事務部門と各部局間で取り交わされた文書の分析を中心に、そこから本部事務部門や各部局が、学内外においてどのような動きをしていたのかを明らかにしたい。なお、対象時期は、一九三九（昭和一四）年四月の名古屋帝国大学の創立から、一九四九（昭和二四）年五月の新制名古屋大学の設置までの約一〇年間とする。

一 文部省通達綴

(ア) 一九四二（昭和一七）年

・文部省から名古屋帝国大学へ

名古屋帝国大学および旧制名古屋大学期における『文部省通達綴』は、現在のところ六冊が確認されている。名称通りの文部省から名古屋大学への通達文書のほか、この返答書等を含めた名古屋大学から文部省への文書もある。さらにはこれらの往復文書に関連した本部事務部門と学内各部局間との学内往復文書も収録されている。名古屋帝国大学は一九三九年の創立であるが、現在確認している最も古い『文部省通達綴』は、一九四二年ものである。まずこれを検討したい。

これに綴られた文書のうち、文部省から名古屋帝国大学へ出された文書は、全部でちょうど一〇〇通ある（以下表1参照）。そのうちのほとんど（九五通）が、「名古屋帝国大学総長殿」宛になつてている。この総長宛文書の差出

表1 文部省通達綴（文部省から名古屋大学へ）

年	差出名	宛名	通
1942年	文部次官	(総長宛)	15
	文部大臣官房文書課長		25
	文部大臣官房秘書課長		3
	文部大臣官房会計課長		3
	文部大臣官房秘書課長、文部大臣官房会計課長		1
	文部省専門学務局長		20
	文部省専門教育局長		2
	文部省宗教局長		1
	文部省体育局長		7
	文部省総務局長		2
	文部省科学局		1
	文部省教化局長		1
	教学局長官		10
	教学局企画部長		2
	文部省専門学務局学術研究会議		1
	文部省専門学務局科学課長		1
	文部大臣官房文書課	名古屋帝国大学御中	1
	文部省専門学務局学務課長	名古屋帝国大学庶務課長殿	1
1945年～ 1946年	教学局企画部企画課長	名古屋帝国大学庶務課長殿	1
	文部省専門学務局科学課	名古屋帝国大学会計課長殿	1
	文部大臣	(総長宛)	1
	文部次官		15
	文部大臣官房文書課長		12
	文部大臣官房秘書課長		2
	文部大臣官房会計課長		1
	文部省専門教育局長		4
	文部省学校教育局長		23
	文部省科学教育局長		6
	文部省体育局長		3
	文部省社会教育局長		6
	文部省総務局長		1
	文部省体育局長、文部省学校教育局長		1

	文部省社会教育局長、文部省学校教育局長		2
	文部省社会教育局社会教育課長		1
	文部省学校教育局大学教育課長		1
	文部大臣官房総務室長	名古屋帝国大学事務局長殿	1
	文部省専門教育局大学教育課長		1
	文部省学校教育局大学教育課	各帝国大学、官公私立大学、官公私立高等学校御中	1
	文部省科学教育局調査課長	名古屋帝国大学校殿	1
	文部大臣官房文書課往復掛	各学(校)庶務課御中	1
	文部大臣官房臨時教育施設部長	各支所長殿	1
1947年～ 1949年4月	文部次官	(総長宛)	10
	文部大臣官房文書課長		6
	文部大臣官房秘書課長		1
	文部大臣官房会計課長		2
	文部省学校教育局長		14
	文部省科学教育局長		11
	文部省体育局長		1
	文部省社会教育局長		1
	文部省調査局長		1
	文部省社会教育局長、文部省科学教育局長		2
	文部省調査局長、文部省学校教育局長		1
	文部省教科書局長、文部省学校教育局長		1
	文部省行政監察委員会委員長・文部政務次官		1
	文部省科学教育局人文科学研究課	名古屋大学総長殿	1
	文部省体育局保健課長	地方教育主管部局長、直轄学校長殿	1
	文部省調査局長	名古屋帝大事務局長殿	1
	文部省科学教育局長	名古屋大学事務局長殿	1
	文部省科学教育局自然科学研究課長		1
	文部省調査局・岩倉統計課長	官公私立大学高等専門学校等・事務責任者各位	1

者は、文部次官・文部大臣官房文書課長・同秘書課長・同会計課長・文部省専門学務局長（この年三月より専門教育局長）・同体育局長・同宗教局長・同総務局長・同科学局・同教化局長・教学局長官（教学局は文部省の外局であったが、この年の三月より内局となる）・教学局企画部長・文部省専門学務局科学課長等である。このうち最後の専門学務局科学課長が差出した文書は一通であり、表題はなく、内容は科学課員が名古屋帝国大学へ出張するので、関係各部局に連絡を願いたいという簡単な文章のようである。公印も押されていないので、公的文書というよりも私的書状に近い。ゆえにこれを除けば文部次官・文部大臣官房各課長・文部省各局（長）・教学局長官・教学局企画部長が、総長宛文書の基本的な差出者といえる。

総長宛以外では、文部大臣官房文書課から「名古屋帝国大学御中」へと大学名宛の文書があり、大学名宛も総長宛と同じクラスの部署から差し出されていることがわかる。また別に庶務課（長）・会計課長宛文書があるが、その差出者は文部省専門学務局学務課長・同局科学課・教学局企画部企画課長である。そのうち教学局企画部企画課長から庶務課長・会計課長へ出された二通は書状である。これら大学事務各課長宛文書は総長宛文書に比べ、一つクラスが下の部署の長が差出しており、文書を往復する各部署のクラスが、文部省と大学事務間できちんと対応していることがわかる。

• 名古屋帝国大学から文部省へ

逆に名古屋帝国大学から文部省へ送られた文書は四七通ある。ただし原文書は当然文部省へ行っているはずなので、綴に收められているのは起案書または写である（以下、ほかの綴も同様）。起案書とこれに基づいて作成された原文書とでは、書式や内容が異なる可能性もあるが、とりあえずここでは、起案書と原文書は基本的には同じであ

ることを前提として、行論を進めていくことにする（以下表2参照）。

このうち「総長」または「総長名」で出された文書は三一通あるが、その宛先は文部次官・文部大臣官房文書課課長・同秘書課長・同会計課長・文部省専門学務局長・同体育局長・同教化局長・教学局長官・文部大臣官房会計課課出納掛長である。このうち最後の文部大臣官房会計課課出納掛長宛の文書は、義援金の送付状であり、これを除けば文部次官・文部大臣官房各課長・文部省各局長が、総長差出文書の基本的な宛先といえる。すなわち先の文部省各長から名古屋帝国大学総長宛の文書と対応している。総長名差出文書の多くは文部省各長名で差出された文書に対する返答書であり、これは差出してきた文部省各長名宛で返答するのが当然であろうから、対応するのは当たり前といえば当たり前ではあるが、とりあえずこのような文書慣行が存在していたことを確認しておきたい。

また「大学名」で出された文書は一一通で、その宛先は文部大臣官房文書課長・文部省専門学務局長・文部大臣官房会計課課出納掛長・文部省専門学務局科学課である。このうち後二者の文書は、総長差出の場合と同様、調査票や慰問金の送付状である。これを除けば、総長差出文書とやはり同じ宛先に出していくことになる。

そのほか、「庶務課庶務掛」「庶務課長」「庶務課」が差出した文書がある。それぞれ文部大臣官房文書課庶務掛・文部省専門学務局学務課長・同局科学課宛である。いずれも、総長名・大学名差出文書より一つクラスが下の所属長宛となつており、これも先の文部省から名古屋帝国大学へ宛てた文書と対応している。

(イ) 一九四五（昭和二〇）年・一九四六（昭和二一）年

・文部省から名古屋帝国大学へ

一九四二年の次に確認している『文部省通達綴』には、一九四五年と一九四六年がある（以下再び表1参照）。こ

表2 文部省通達綴（名古屋大学から文部省へ）

年	差出名	宛名	通
1942年	(総長名) または (総長)	(文部次官宛)	1
		(文部大臣官房文書課長宛)	4
		(文部大臣官房秘書課長宛)	2
		(文部大臣官房会計課長宛)	1
		(文部省専門学務局長宛)	10
		(文部省体育局長宛)	3
		(文部省教化局長宛)	1
		(教学局長官宛)	8
		(文部大臣官房会計課出納掛長宛)	1
		(文部大臣官房文書課長宛)	1
1945年～ 1946年	(大学名)	(文部省専門学務局長)	2
		(文部省専門学務局科学課宛)	2
		(文部大臣官房会計課出納掛長宛)	6
		名古屋帝國大学庶務課庶務掛	文部大臣官房文書課庶務掛御中
		(庶務課長)	(文部省専門学務局学務課長宛)
	(庶務課)	(文部省専門学務局科学課宛)	2
		(文部大臣宛)	1
		(文部大臣官房文書課長宛)	1
		(文部省学校教育局長宛)	10
		(文部省科学教育局長宛)	4
		(文部省体育局長宛)	1
		(文部省社会教育局長宛)	4
		(文部省学校教育局大学教育課長宛)	1
		(文部大臣官房秘書課長宛)	1
		(文部省学校教育局長宛)	1
	(事務局長)	(文部次官宛)	1
		(文部大臣官房文書課長宛)	1
		(文部大臣官房総務室長宛)	1
		(文部省学校教育局長宛)	2

	(文部省科学教育局長宛)	1
	(文部省学校教育局大学教育課長宛)	2
	(文部省科学教育局調査課長宛)	1
	(庶務課長)	
	(文部省体育局長宛)	1
	(文部大臣官房文書課長宛)	1
	(文部大臣官房文書課往復掛宛)	1
	附属専門部主事事務長扱	文部省学校教育局長殿
1947年～ 1949年4月	(総長名) または (総長)	(文部次官)
		(文部省学校教育局長宛)
		(文部省科学教育局長宛)
		(文部省調査局長宛)
	(局長)	(文部大臣官房会計課長宛)
	(事務局長)	(文部省科学教育局人文科学研究課長宛)
		(京都帝国大学事務局長庶務課気付・文部省調査局統計課長宛)

れに綴られた文書のうち、文部省から名古屋帝国大学へ出された文書は八五通ある。これらの文書も四二年と同様、そのほとんどが名古屋帝国大学総長宛で七九通ある。ただ注意しておきたいのは、四二年の場合、そのほとんどが「名古屋帝国大学総長殿」と個別大学総長名で書かれているのに對し、この時期になると「各直轄学校長殿」「公私立大学高等専門学校長殿」「直轄各部長殿」「帝国大学総長殿」「大学専門学校長殿」など、全国の高等諸学校を一括した名称で書かれる文書のほうが「名古屋帝国大学総長殿」で書かれる文書より多くなっていることである。文書量が多くなったため、このように簡便化されたとも考えられるが、この変化の理由については今後の課題としておきたい。

それはともあれ、この総長宛文書の差出名をみると、文部大臣・文部次官・文部大臣官房文書課長・同秘書課長・同会計課長・文部省専門教育局長・同学校教育局長・同科学教育局長・同体育局長・同社会教育局長・同総務局長のほか、同社会教育局社会教育課長・同学

校教育局大学教育課長がある。

「文部大臣」が差出名となつてゐる文書は「文部省訓令」であり、一般に取り交わされる公的文書とは少し性格が異なる。また社会教育局社会教育課長が差出した文書は一通だけで、四六年五月二日付で表題は「お願ひ」とある。内容は青年団の経営記録や青年学校生徒・高等専門学校生徒の感想文を集めるための協力を依頼したもので、公印も押されていない。また学校教育局大学教育課長が差出した文書も同じく一通だけで、四六年五月一五日付で「戦災を受けたる官公私立大学高等学校長殿」宛となつてゐる。表題はなく、これも公印が押されていない。内容は、戦災を受けた校舎の位置変更についての調査依頼である。これら二通は、先の四二年の専門学務局科学課長が差出した文書と同様、公的文書というよりも私的書状に近い感じがする。すなわちこの二通を除けばやはり、一九四二年と同じといえる。

総長宛以外では、専門教育局大学教育課長から「名古屋帝国大学事務局長殿」宛、大臣官房総務室長から同じく「名古屋帝国大学事務局長殿」宛、科学教育局調査課長から「名古屋帝国大学校殿」宛、学校教育局大学教育課から「各帝国大学、官公私立大学、官公私立高等学校御中」宛、大臣官房文書課往復掛から「各学（校）庶務課御中」宛などが出されている。事務局長は一九四五年七月に各帝国大学に置かれたのであるが、後述するように、従来庶務課長宛であった文書の多くが、帝国大学ではこれを期に事務局長宛になつたとみてよい。このうち大臣官房総務室長が差出した文書は、四六年一月二十五日付で表題はなく、内容は大学一覧の送付状ではあるが、公印が押されてゐるので公的文書とみてよい。大臣官房総務室長は同じ大臣官房の庶務課長や秘書課長等と同じクラスと思われるが、従来の慣行なら事務局長ではなく総長宛に出さなければならないはずである。この点、たつた一例とはいえ例外があることは注意しておきたい。また大学名宛文書の差出者は文部省各局の各課（長）であり、四二年より一つ

ランクが下の部署の長と変化している。それ以外は、一九四二年と同じクラスで文書が取り交わされているといつてよい。

・名古屋帝国大学から文部省へ

逆に名古屋帝国大学から文部省へ送られた文書は三七通ある（以下再び表2参照）。このうち「総長」または「総長名」で出された文書は二四通あるが、その宛先は文部大臣・文部大臣官房文書課長・同秘書課長・文部省科学教育局長・同学校教育局長・同体育局長・同社会教育局長・同学校教育局大学教育課長である。

このうち学校教育局大学教育課長宛の文書は一通だけであるが、四六年六月一八日付で表題は「戦災を受けたる校舎位置変更に関する件」とある。この文書は先に指摘した、同年五月一五日付の大学教育課長から「戦災を受けたる官公私立大学高等学校長殿」宛に出された、私的性格が強いとした文書の返答書である。起案書ではなく実際に出された文書の写で公印は押されていないが、しかし様式的にみれば公的文書とみて差し支えない。往復文書の慣行からすれば、来た文書に書かれた宛名の者がその差出者へ返答するのが通例と思われるから、この観点からすれば総長から課長宛になつてもおかしくはない。しかし、これまで見てきたように総長が差出した文書は、通例文部省の各局長宛に出されており、局内課長宛には出されない。この点からすれば、文書慣行から逸脱していることになり、注意しておきたい。ただこの一通を除けば、その他は従来通りである。

総長差出以外でも、慣行から逸脱した文書が見うけられる。四五年一月二六日付の表題「分光写真機分解設備調査回答依頼ニ関スル件」という文書は、「附属専門部主事事務長扱」（学部でいえば学部長に近似する職）が差出しているが、大学の本部事務部門を通さず、直接「文部省学校教育局長殿」宛に出されている。ただ同日付で同じ

差出者による同じ表題の文書が「名古屋帝国大学総長殿」宛にも出されているので、事務長扱から文部省への文書は間違いで結局出されなかつた可能性もある。また、庶務課長が差出した文書は三通あるが、そのうち四六年一〇月二一日起案文書は、「文部大臣官房文書課往復掛」宛で、これは慣行通りである。しかしもう二通は、四六年四月一日付起案文書で体育局長宛、同月二七日付で大臣官房文書課長宛となつてゐる。これまでには、大学の庶務課長が文部省の局長や大臣官房課長へ、直接文書を差し出す事例はなかつた。なお、この時期はすぐ後で述べるように、事務局長が設置されているので、基本的には庶務課長の対外的役割は、事務局長の所轄へと移管されているはずである。にもかかわらず、文部省内の局長や大臣官房課長クラスへ庶務課長が差出しているのは、二重の意味で文書慣行を逸脱している。

それでもつとも変化があつたのは事務局長が差出した文書である。先に大臣官房総務室長から事務局長宛に出された文書が一例あると指摘したが、その逆の事務局長から文部省に宛てた文書は九通もある。その宛先は、文部次官・文部大臣官房文書課長・同総務室長・文部省学校教育局長・同科学教育局長・同学校教育局大学教育課長・同科学教育局調査課長である。後二者（三通）は一九四二年の庶務課長が差出した文書と同じクラスの宛先である。しかし前五者（六通）は、四二年では総長名で差出していた宛先である。このうち、四六年一月二五日起案の学校教育局長宛で差出された、表題「外国语担任教員調査ニ関スル件」の文書は、同年一月二一日付で学校教育局長から帝国大学総長ほか宛に出された文書の返答書である。同様に四六年五月四日起案の大蔵官房文書課長宛で差出された、表題「教職員組合ノ組織状況ニ関スル調査ノ件」の文書は、同年四月一六日付で大臣官房文書課長から大学高等専門学校長ほか宛に出された文書の返答書である。総長宛の文書に対して、事務局長が返答を出しているのであり、これは往復文書の慣行からは逸脱している。総長宛に来た文書は、総長名で返答するのが本来であろう。こ

のようになど、設置当初の事務局長は、従来の庶務課長が差出していた文書だけでなく、総長が差出していた文書にまでも一部管掌していたことがわかる。

しかし、これはほんの一時期実施されただけのようである。上記六通は一九四五年一二月から翌年五月までの起案文書に限られている。また四六年四月二三日起案の大蔵官房秘書課長宛や同年五月二一起案の学校教育局長宛の文書は、どちらも起案の初めの段階では「事務局長」が差出名であつたものが、あとで「総長」に訂正されている。別に、四六年三月七日付で表題「貴校並ニ学部刊行物ノ件」の文書は、科学教育局調査課長から「名古屋帝国大学校殿」へと大学名宛に出されているが、その返答書は事務局長が出している。ところが、同年七月付で表題「現行学校一覧照会ノ件」の文書は、学校教育局大学教育課長から「各帝国大学（ほか）御中」へと同じく大学名宛に出されているが、その返答書は総長名差出で、しかも大学教育課長ではなく学校教育局長へ出されているのである。差出者へ直接返答するのではなく、総長が差出す文書としてふさわしい相手へ、宛名を変更して出しているのである。すなわち、所属長^{II}総長宛ではなく、機関^{II}名古屋大学名宛に来た文書の返答は、一時事務局長名で返答していたものの、一九四六年後半には総長名で出すようになったことがわかる。

以上から、事務局長設置当初の一九四五年後半から一九四六年後半にかけては、従来の往復文書の慣行を改変する動きがあつたが、結局は庶務課長管轄が事務局長管轄に変わつただけで、一九四六年後半以降はもとの通例通りに復したことがわかる。なお、この理由については、戦後占領期当初における占領政策や、並行して行われた文部省の組織替えという問題が考えられるが、現在のところは不明である。

(ウ) 一九四七（昭和二二年）から一九四九（昭和二四）年四月まで

文部省から名古屋大学へ出された文書、名古屋大学から文部省へ出された文書とともに、基本的には従前と同じである。ただしこのうち、文部省から名古屋大学へ出された文書については、例外が四つほどある（再び表1参照）。

一つは四八年一月八日付の表題「『人文科学研究者経歴調査書』提出に関する地方協議会会場変更について」という文書で、科学教育局人文科学研究課から名古屋大学総長へ宛られたものである。しかし、内容が単なる会場変更の通知だけと思われ、また所属長ではなく部署名であり、公印も押されていないことから、公的文書の性格は薄いと思われる。また同年一月二〇日付で体育局保健課長から「地方教育主管部局長、直轄学校長殿」宛に出されているが、これも表題がなく、内容も「文部省推薦」の文字使用印刷物についてということから推測すると、簡単な通達と思われ、これも公的文書の性格は薄いと思われる。

他の二例は事務局長宛で、四七年六月二日付調査局長から出された表題「大学・高等専門学校等統計事務講習会開催について」の文書と、四八年一月一六日付科学教育局長から出された表題「研究活動状況調査について」という文書である。どちらも公印が押されており、特に後者は内容的にも総長宛に出されてもおかしくはない。文部省各局長から大学事務局長宛に公的文書が出されていることは(イ)の時期にはなく、この点注意したい。なお四七年四月二六日起案で「(事務)局長」から大臣官房会計課長宛に起案書一通が存在するが（再び表2参照）、表題が「内書翰」とあり公的性が薄い。となると、この時期事務局長から文部省の局長級および大臣官房課長級には文書がないことになり、(イ)の時期と逆転していたといえる。

二 その他の文部省往復綴

(ア) 官制改正関係綴

官制改正関係綴は、簿冊によつて表題名が異なるものの、現在のところ全部で四冊が確認されている。官制改正関係ということで『文部省通達綴』とは別綴にされてはいるが、基本的には文部省と名古屋大学との往復文書、及びこれに関連した本部事務部門と学内各部局間との学内往復文書が収録されており、個別文書の性格は『文部省通達綴』の文書と大きな違いはないといえる。

文部省から名古屋大学に出された文書は、全部で一九通ある。このうち文部省専門教育局長（一九四五年一〇月以降は同学校教育局長）から名古屋帝国大学総長宛に出されたのが五通、同専門学務局学務課長（一九四二年一一月以降は同専門教育局大学教育課長）から名古屋帝国大学庶務課長宛に出されたのが一一通、一九四五年七月以降は、庶務課長宛はなくなり、同学校教育局大学教育課長から帝国大学事務局長宛が二通ある。一通だけ専門教育局大学教育課長から名古屋帝国大総長へ出された文書があるが、四五年一〇月二五日付であり、『文部省通達綴』で見たように、一九四五年後半から一九四六年前半の文書慣行が崩れた時期に該当する。

・名古屋大学から文部省へ

名古屋大学から文部省に出された文書は、書簡類を除くと全部で三四通ある。一九四〇年（一九三九年のものは

確認されていない）から一九四五年七月までは一一通あり、すべて庶務課長から文部省専門学務局学務課長（一九四二年一一月以降は同専門教育局大学教育課長）宛である。一九四五年七月以降は、総長から文部大臣宛が一通、文部省学校教育局長宛が三通、同局大学教育課長宛が一通あり、別に事務局長から同課長宛が八通ある。このうち総長から学校教育局大学教育課長宛は四五年一一月五日付であり、やはり一九四五年後半から一九四六年前半の文書慣行が崩れた時期に該当する。

以上からこの文書綴も、「文部省通達綴」とほぼ同じ傾向を示していることがわかる。ただこの綴に関しては、総長が関係した文書が一九四四年以降しか登場しないことが注目を引く。理由としては、官制改正に当初総長が深くは関係しなかったとか、あるいは官制改正に関係する業務が変更したのではないかとか、種々考えることはできるが、現在のところ、積極的な要因は見いだせていない。

(イ) 例規綴

・文部省から名古屋大学へ

『例規綴』は現在のところ全部で四冊が確認されている。やはり『文部省通達綴』とは別綴にされてはいるが、ここに収録された文書も官制改正関係綴と同じく、基本的には『文部省通達綴』の文書と差したる違いはない。

文部省から名古屋大学へ出された文書に関しては、一通を除きすべて総長宛である。ただし、当初は「名古屋帝国大学総長殿」と個別大学総長宛の文書であつたが、一九四三年一〇月からは他の諸大学（総）長も書かれた宛名連記が一部ではあるが登場し、さらに一九四四年五月からは、一の(イ)で前述したように「直轄学校長殿」「公私立大學高等学校殿」などの一括表記が行われる場合も出てきている。先程の変化はこの時期におこつたと確定できる。

文部省から差出した文書は、文部大臣が文部省訓令・同告示を出していはるほかは、基本的には、文部次官・文部大臣官房各課長・文部省各局長・教学局長官であり、従前と同様である。なお、総長宛以外の一通は文部省専門学務局学務課長から名古屋帝国大学庶務課長宛である。

・名古屋大学から文部省へ

名古屋大学から文部省に出された文書は、書簡類を除くと全部で一四通ある。総長から文部大臣宛が四通、文部次官宛が二通、文部省学校教育局長宛が一通、同科学教育局長宛が一通ある。このうち「高等学校教員無試験検定指定に関する件」という文書は、一九四二年では文部次官宛であるが、一九四六年・四七年になると文部大臣宛になつてている。先程と同様、具体的な理由は現段階では不明であるが、それなりの意味があると思われる。

事務局長が差出した文書は、文部省学校教育局長宛が三通あり、ほかに同局大学教育課長宛が一通ある。局長宛三通は、やはり一九四五年後半から一九四六年前半の文書慣行が崩れた時期に作成された文書である。このうち二通は、「研究機関等ノ事業報告書ニ関スル件」という表題で文部省学校教育局長から「理科系大学高等専門学校長殿」に宛てられた文書の返答書である。ここでも、総長宛の文書に対し事務局長が返答を出していることがわかる。設置当初の事務局長が、総長差出の文書レベルまでも一部管掌していたことがこの事例からもいえる。

別に差出名が大学名になつてゐる文部省学校教育局長宛の文書が一通と、大学会計課長・庶務課長から文部省参考宛の文書が一通ある。以上からこの文書綴も、『文部省通達綴』から分析した結果と、ほぼ同じ傾向を示してゐることがわかる。

三 学内往復文書

(ア) 一九四〇（昭和一五）年から一九四五（昭和二〇）年七月まで

・本部事務部門から学内各部局へ

ここでは、今まで紹介してきた三種類の綴に収録されている文書の内、学内往復文書すなわち本部事務部門と学内各部局との間で取り交わされた文書を検討したい。

まず本部事務部門から学内各部局へ出された文書についてであるが、三種類の綴の中で一番古いのは一九四〇年ものであり、創立年である一九三九年のものは收められていない。この年から一九四五年七月に本部事務部門に事務局長が設置されるまでの間は、基本的に「庶務課長（名）」で、各部局の長宛（本部事務部門内宛の場合は各課長宛）に出されている（ただし名古屋大学から文部省への文書と同様、原文書は当然各部局へ行っているはずなので、ここで対象とするのは起案書または写である）。

『例規綴』に一例だけ、学生課長名で医学部長宛に出された文書がある。対象としている綴の性格上、ここでは庶務課管轄の文書しか検討できないので確かなことはいえないが、この一例だけから類推することが許されるならば、おそらく本部事務部門各課から各部局の長宛に文書が出される場合は、各課長名で出されることが多かつたと思われる。なお、総長名で各部局の長に出された文書は、いまのところ確認できていない。

また、年不明（前後の関係からおそらく一九四二年のものと思われる）七月六日付の表題が「乗車賃割引証送付ノ件」で、「庶務課」から「各部局庶務掛長殿」宛に出された文書が一通ある。この一例だけから類推することを、

これも許されるならば、本部事務部門の各課から学内各部局の事務部門（掛）へ出す場合は、課長名を用いず、課名を用いたかもしない。これは裏を返せば、本部事務部門の各課長が学内各部局へ文書を出すときは、基本的にその部局の長宛にしか出さないことを、逆に証明していることとなる。

・学内各部局から本部事務部門へ

一方、学内各部局から本部事務部門への文書は、一九四一（昭和一六）年から散見される。本部事務部門からの問い合わせに対する返答書が多い。本部事務部門から各部局への文書は既述のように、基本的には庶務課長から各部局の長へ出される。当然、その返答書は各部局の長から庶務課長宛へ出されることとなるが、実際も多くがそのようになっている。

ところが、点数は七通とそう多くはないものの、総長宛の文書もある（以下表3参照）。このうち5は願書であり、これは医学部の方から最初に願い出たものである。同じく6は申請書であり、これも理学部の方から最初に申請したものである（なおこの返答書が四四年九月二二日付で、総長からではなく、やはり庶務課長から理学部長へ出されている）。学内各部局から本部事務部門宛へ起案するときは、総長宛に出されたと考えられる。また、1と3と7は内申書（ただし3と7は庶務課長からの通牒に対する返答書である）であり、公的な文書とはやや性格を異にする。

ところが2は、四二年三月三日起案で庶務課長から附属医学専門部主事宛に出された文書の返答書である。庶務課長から来た文書の返答を総長宛に出しているのであり、明らかに文書慣行を逸脱している。4は、同年七月三日付で文部省体育局長から総長宛に出された表題「救急訓練指導者鍊成講習会開催ノ件」という文書に関連した文書

表3 学内各部局から総長宛文書

年月日	表題	差出名	宛名	備考
1 昭和十六年二月二十日	講座令及官制改正手續資料提出ノ件	理工學部長・生源寺順(印)	總長・瀧澤元治殿	内申
2 昭和十七年三月十六日	臨時附屬醫學専門部卒業者進學ノ件	名古屋帝國大學臨時附屬醫學専門部・主事・田村春吉(印)	名古屋帝國大學總長・瀧澤元治殿	
3 昭和十七年五月十九日	高等學校教員無試験検定ニ關スル指定ノ件内申	工學部長・生源寺順(印)	總長・瀧澤元治殿	
4 昭和十七年七月九日	救急訓練指導者鍛成講習會々員推薦ノ件	名古屋帝國大學醫學部長・田村春吉(印)	名古屋帝國大學總長・瀧澤元治殿	
5 昭和十七年十一月二十一日	(看護婦養成所生徒身分につき願)	附屬醫院長・勝沼精藏(印)	總長・瀧澤元治殿	
6 昭和十九年八月二十二日	卒業證書様式制定ノ件	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	總長・瀧澤元治殿	申請
7 昭和十九年九月二十五日	工學部職員宿直規程定(ママ)ノ件内申	工學部長事務代理・野口孝順(印)	總長・瀧澤元治殿	
8 昭和二十年十一月二十六日	分光寫真機分解設備調査回答依頼ニ關スル件	附屬專門部事務長・小松泰一(印)	名古屋帝國大學總長殿	
9 昭和二十一年三月八日	學校ニ於ケル社會教育施設調査ニ關スル件	名古屋帝國大學附屬圖書館長・杉田直樹	名古屋帝國大學總長・田村春吉殿	
10 昭和二十二年三月二十八日	學校傳染病豫防ニ關スル件回答	名古屋帝國大學附屬圖書館長・杉田直樹(印)	名古屋帝國大學總長・田村春吉殿	
11 昭和二十一年四月十五日	研究機關等ノ事業報告責任者ニ關スル件	附屬醫學専門部長・山田和一(印)	總長・田村春吉殿	
12 昭和二十二年四月三十日	調査、統計關係職員氏名等調査ノ件報告	分院長・山田弘三(印)	總長・田村春吉殿	
13 昭和二十二年五月三日	調査、統計關係職員調	図書館長・杉田直樹(印)	名古屋帝國大學總長・田村春吉殿	
14 昭和二十二年五月十三日	科學教育研究室設置ノ件	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	名古屋帝國大學總長・田村春吉殿	
15 昭和二十二年十月二十三日	大學基礎調査の件	名古屋帝國大學醫學部長・戸刈近太郎(印)	總長殿	
16 昭和二十二年十月二十三日	大學基礎調査の件	名古屋帝國大學附屬醫學專門部長・山田和麻呂(印)	總長殿	
17 昭和二十二年十一月五日	高等學校高等科教員無試験検定指定ノ件申請	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	總長・田村春吉殿	
18 昭和二十二年十一月五日	附屬學校中學校高等女學校教員無試験検定指定ノ件申請	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	總長・田村春吉殿	
19 昭和二十二年四月三十日	科學教育研究室報告書提出に關する件	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次	總長・田村春吉殿	
20 昭和二十二年四月三十日	科學教育研究室実施計劃提出の件	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	總長・田村春吉殿	
21 昭和二十二年十二月二十三日	學術映画「正常分娩」についての回答	名古屋帝國大學醫學部長・戸刈近太郎(印)	名古屋大學總長・田村春吉殿	
22 昭和二十三年六月十八日	高等學校教員無試験検定に關する指定 の件内申	名古屋市昭和區瑞穂池町・名古屋帝國 大學工學部長・生源寺順(印)	總長・田村春吉殿	
23 昭和二十二年六月十八日	中學校高等女學校教員無試験検定に關 する指定の件内申	名古屋市昭和區瑞穂池町・名古屋帝國 大學工學部長・生源寺順(印)	總長・田村春吉殿	
24 昭和二十三年六月十三日	教員調について	名古屋大學醫學部長・戸刈近太郎(印)、名古 屋大學附屬醫學專門部長・山田和麻呂(印)	名古屋大學總長・田村春吉殿	
25 昭和二十三年十一月三十日	科學研究費の配当方について	工學部長・生源寺順(印)	總長・田村春吉殿	

である。4の文書が作成されているということは、当然文部省の指示を受けた本部事務部門から、医学部へ出された文書があるはずであるが、残念ながら確認できていない。しかし前述したように、本部事務部門から各学部へは総長名ではなく課長名で出されているはずである。となるとこの4も庶務課長から来た文書の返答を総長宛に出していることになり、これも明らかに文書慣行を逸脱している。このような事例が存在するのであるが、医学部および附属医学専門部であることに注意しておきたい。

各部局の長が差出した文書以外では、医学部庶務掛から「本部（あるいは宮田）庶務掛長殿」宛が五通、同じく医学部庶務掛から「本部庶務（ママ）殿」宛が一通、「理学部」から「本部庶務課御中」宛が二通ある。本部事務部門各課から学内各部局の事務部門（掛）へ出す場合、課長名を用いなかつたことは前述したが、逆の学内各部局の事務部門（掛）から本部事務部門へ出す場合も「庶務課長名」は用いず、課名か掛長宛であつたことがわかる。

さらにもう一つの特徴は、「本部」という名称の使用である（以下表4参照）。「本部」の名称はこの時期、各部局の長から出された文書には用いられていない。単に「庶務課長」とだけ記してある。本部事務部門や各学部の庶務掛、あるいは学部名で差出した場合だけに「本部」と書かれている。学部名差出の文書も学部事務の文書と考えるならば、この時期「本部」という名称は、本部事務部門と各部局事務の間だけで用いられていたことになる。本部事務部門にも各部局事務にも「庶務」という名称があるので、それを区別するために、「本部」が付加されたのであろうか。それはともあれ、名古屋帝国大学設立当初の「本部」というのは、それ自体は所在地がきちんと確認されてはいるものの、文書上では、学部や附属機関（図書館や医院）・研究所等の各部局と同等あるいは上位の組織という意味で「本部」があつたのではなく、単に全学事務と各部局事務を区別するために、事務部門間のみで用いられた概念であつたことがわかる。^(**)

表4 「本部」名称の文書

年月日	表題	差出名	宛名
昭和十七年二月二十五日	北支慰門金送付ノ件	醫學部庶務掛(印)	本部庶務掛長殿 (本部職員宛)
昭和十七年四月四日起案 ル件	年度未賞與ノ一部ヲ以テ國債等購入ニ關ス	醫學部庶務掛(印)	本部庶務掛長殿 (本部庶務掛長殿)
昭和十七年五月四日	北支慰門金送付之件	醫學部庶務掛(印)	本部庶務掛長殿
昭和十七年六月卅一日	北支慰問金送附之件	醫學部庶務掛(印)	本部庶務掛長殿
昭和十七年十月二十三日	關西、中國及九州地方ニ於ケル風水害義捐 金ニ關スル件	本部庶務課	(醫學部庶務掛長、工學部庶務掛長、理 學部庶務掛長、本部庶務掛長宛)
昭和十八年拾月廿七日	出征軍人軍屬及在支警察官並ニ其ノ遺族等 ニ對スル慰問金醸出ノ件	名古屋帝國大學理學部(印)	本部庶務課御中
昭和十七年十二月二十四日	出征軍人軍屬及在支警察官並ニ其ノ遺族等 ニ對スル慰問金醸出ノ件	名古屋帝國大學理學部(印)	本部庶務課御中
昭和十九年八月十五日	講座令改正手續資料提出ノ件	工學部長事務代理・野口孝重	本部庶務課長・原進一郎殿
昭和十九年九月十五日	助手ニ加ハルベキ副手氏名報告	醫學部庶務掛	本部庶務御中
昭和二十年十二月十二日	(氣象學並ニ地球物理學ノ教授研究ニ關ス ル件回答訂正)	工學部庶務課長(印)	本部庶務掛長殿
(不明)	御回答	分院庶務(印)	本部庶務掛御中
昭和二十一年十月九日	大學基礎調査の件	圖書館長・杉田直樹(印)	本部・丁字(ママ)事務局長殿

(イ) 一九四五（昭和二〇）年七月から一九四九（昭和二十四）年四月まで

・本部事務部門から学内各部局へ

一九四五（昭和二〇）年七月に事務局長が設置され以降は、事務局長から各部局の長宛に出されるのが基本となる（ただし、事務局長が各学部の長に差出した文書の初見は九月七日起案であり、七・八月中の起案書は現在のところ確認されていない）。

ところがこの時期、事務局長差出の文書と並行して、庶務課長からも各部局の長宛に文書が出されている。官制改正関係綴にはないが、『例規綴』には三通存在する。ただこれは、東京臨時宿泊所に関する文書で、一九四六年四月から九月の短期間に限られている。そのため例外とみなすこともできる。

しかし『文部省通達綴』にも五通あり、このうち二通は、最初「事務局長」差出であつたのが、起案途中で「庶務課長」に書き改められている。また、四通は四五年一〇月一二日・四六年三月二二日・同年四月九日・同年四月一九日起案である。一の(イ)において、この一九四五年後半から一九四六年前半期に、名古屋大学と文部省との間で往復文書の慣行を改变する動きがあつたと指摘したが、これは学内文書についても該当するのかも知れない。しかし残りの一例は四八年九月七日起案であり、この期間よりはるか後になる。しかも後述するように、各部局の長から庶務課長宛に出された逆方向の文書も、四六年後半以降存在する。

となるとこの問題は、対文部省との往復文書慣行の改变に関連した、その影響によるものというよりは、事務局長就任当初の名古屋大学本部事務部門内における独自の問題とみることもできる。すなわち、事務局長就任により、文書の差出名が庶務課長から事務局長へと変化したが、この変化はすぐに定着したわけではなく、従来の庶務課長名による文書も並行して作成され、これが少なくとも一九四八年まで続いていたと考えることもできるのである。

ただ、点数が少なく内容の検討もできていないので、現在のところは結論を保留せざるを得ない。

なお、事務局長・庶務課長差出以外の文書は、四七年七月一日付で「事務局庶務課」から「大島圖書館主任」へ出された一通だけが確認されている（後述）。

・学内各部局から本部事務部門へ

本部事務部門から各部局の長へ出される文書が事務局長名に変われば、その逆の学内各部局の長から本部事務部門へ出される文書も、当然事務局長宛に変わる（ただし後述するように庶務課長宛の場合も残っているが）。しかし一九四五年七月以前と同様、この時期にも総長宛文書が一八通存在する（以下再び表3参照）。

このうち、22・23は総長への内申書であり、先程と同様、公的文書とはやや性格を異にすると思われる。また17・18も表題が3・22・23とほぼ同じであり、（確かに「申請」と違った表現がとられているものの、）同じ内申書とみてよいであろう。ただし四通とも各部局による起案であり、本部事務部門から出された文書の返答書ではない。

残り一四通の内訳は、理学部が三通、工学部が一通、医学部または附属医学専門部が六通、分院が一通、図書館が三通である。理学部三通は、事務局長から理学部長だけに出された問い合わせ文書に対する返答書である。部局単独への問い合わせの場合、事情によつては総長へ返答する場合もあつたのかもしれない。また、工学部一通は工学部起案の文書である。（ア）でも述べたように、自局起案は場合によつて、事務局長宛ではなく直接総長宛へ出したと考えることもできる。

しかし後の一〇通は、事務局長（あるいは庶務課長）から複数の部局の長へ出された問い合わせに対する返答書である。そして他の部局は文書慣行通り、差出者の事務局長宛（あるいは庶務課長宛）に返答しているのに対し、

この一〇通については、わざわざ総長へ返答しているのである。理学部三通の場合のように、部局単独への問い合わせの場合、事情によつては総長へ返答する場合もある。しかし、他の部局が慣行通りに事務局長へ返答しているのに、一つ部局だけが総長宛に返答しているのは、奇異な感じがする。そしてその部局は医学部・附属医学専門部・分院・図書館である。本章(ア)においても、総長宛文書のイレギュラーは医学部と附属専門部であった。くわえて一の(イ)でみたように、附属医学専門部から（総長・本部事務部門を経由せず）直接文部省学校教育局長へ文書を出している事例もある。

附属医学専門部を医学部に、分院を医院に包括して考えるならば、この四つの部局いずれも名古屋帝国大学創立以前、官立名古屋医科大学時代からの部局である（ただし附属医学専門部の創立は名古屋帝国大学創立と同年の一九三九年、分院は一九四四年）。すなわち、帝国大学創立以前からの独自の歴史を持つてゐるのである。そのため、たとえ他の部局と異なつていようとも、時には事情により、部局単独で文書慣行から逸脱した行為をとることもあつたのではないか。これは、帝国大学が創立しても、すぐに簡単にフラットな部局機構が出来たのではなく、いまだ強固に創立以前の部局の独自性・独立性を保持し、あるいは主張してゐることになる。創立当初の名古屋帝国大学および旧制名古屋大学は、全体の組織としては決して整合性を持った一枚岩の組織ではなく、前身校の主体性を依然内包していたのである。なお、なぜ他部局は事務局長宛なのに対し、これらは総長宛に返答しているのか、その具体的理由は不明である。内容の検討等が今後の課題として残つてゐる。

次に事務局長・総長宛以外の文書についてみておきたい（以下表5参照）。全部で一〇件一九通あるが、このうち3と7は各部局事務の課長・掛長が、本部事務部門の庶務掛長宛に出しており、どちらも文書慣行上は特に問題はない。別に1と4は、もの問い合わせの文書が庶務課長の差出があるので、返答書が庶務課長宛になるのは文書

表5 学内各部局から総長・事務局長以外宛てた文書

年月日	表題	差出名	宛名
1 昭和二十年十月十八日	戰災状況調査ニ関スル件	名古屋帝國大學医学部長・田村春吉(印)	名古屋帝國大學庶務課長・杉田憲一殿
2 昭和二十年十月二十九日	戰災状況調査ニ関スル件	工學部長・生源寺順(印)	庶務課長・杉田憲一殿
3 昭和二十年十二月二日	講(ママ)空學講座ヲ物理學講座ニ改正ニ伴フ講座令改正手續資料ノ件 (気象學並ニ地球物理學ノ教授研究ニ関スル件回答訂正)	工學部長・生源寺順	庶務課長・杉田憲一殿
4 昭和二十一年四月四日	學校傳染病豫防ニ関スル件	工學部長・生源寺順(印)	本部庶務課長
5 昭和二十一年七月十三日	學校傳染病豫防ニ関スル件	工學部長・生源寺順(印)	庶務課長・杉田憲一殿
6 昭和二十二年五月十四日	科學博物館並に類似教育的觀覽施設ノ現状調査ノ件	名古屋帝國大學附屬圖書館(印)	事務局庶務課御中
7 昭和二十二年五月十四日	學校現状調査について	名古屋帝國大學醫學部附屬醫學院(印)	庶務課長・岩見史朗殿
8 昭和二十二年五月十六日	學校現状調査について報告	環境醫學研究所長・勝沼精藏(印)	庶務課長・岩見史朗殿
9 昭和二十二年五月十六日	學校現状調査について	名古屋帝國大學医学部庶務掛(印)	庶務課長・岩見史郎殿
10 昭和廿貳年五月拾九日	學校現状調査について	附屬醫院庶務掛(印)	庶務課長・岩見史郎殿
(昭和22年)五月二十三日	學校現状調査について	名古屋帝國大學附屬圖書館(印)	庶務課長・岩見史朗殿
7 昭和二十三年六月十日	工學部設備数量調報告の件	工學部庶務掛(印)	庶務課長
8 昭和廿貳年七月拾八日	學術研究圖書及雜誌類の出版幹旋についての回答のこと	工學部庶務掛長(印)	事務局庶務掛長
9 昭和廿二年八月二日	學術研究圖書及雜誌類の出版幹旋についての回答のこと	名古屋帝國大學附屬圖書館	事務局庶務課御中
10 昭和廿二年八月拾弌日	學術研究圖書及雜誌類の出版幹旋の回答	名古屋帝國大學理學部長・柴田雄次(印)	庶務課長・岩見史朗殿
9 昭和二十三年三月八日	研究活動状況調査について	工學部長・生源寺順(印)	事務局會計課長・山本昌之殿
10 昭和二十三年九月三十一日	製圖機械の購入について	名古屋大學醫學部附屬醫院分院	庶務課長・岩見史朗殿
		長・山元清一(印)	

慣行上当然であろう。6についても、（本部事務部門から各部局宛の問い合わせ文書が確認できないので、確かに」とはいえないものの）宛名がすべて庶務課長宛なので、問い合わせの文書も庶務課長差出であったと推測される。

8は少々複雑で、この件については、事前に事務局庶務課が図書館主任に取りまとめを依頼している（前述した四年七月一日付「事務局庶務課」から「大島圖書館主任」宛への文書）。おそらくこれを承けて図書館から各部局長へ文書が出されたのであろうが、その際回答を事務局庶務課（長）宛に出すよう指示したのではないかと思われる。結果、各部局（長）から事務局庶務課（長）宛の文書となつたのではないか。2についても、工学部起案の文書であり、この時期庶務課長から各部局の長宛の文書もあるのであるから、総長宛文書同様、自局起案で庶務課長宛に作成されてもおかしくはない。

しかし残りの三件は、文書慣行からすれば逸脱している。5は事務局長から出されている文書の返答であるのに、庶務課宛と機関に出されている。9も事務局長から出されている文書の返答であるのに、事務局会計課長宛に出されている。ちなみに医学部と理学部はきちんと事務局長宛に返答している。10も問い合わせは庶務課長から各部局事務長・課長・事務主任宛に出されているのに対し、分院長から返答されている。ただ、地位の釣り合いからいえば、各部局の長から事務局長ではなく事務局の各課長へ出されるのは、逆の庶務課長から各部局の長へ出される文書が存在することからみれば、決しておかしくはない。このように文書慣行からの逸脱はあるにしろ、各部局の長から総長宛の文書に比べれば、その度合いは小さいといえよう。

最後に「本部」の名称についてみると（再び表4参照）、四五年一二月一二月付で工学部庶務課長から「本部庶務掛長殿」へ、年月日不明だが四六年四月頃と思われるものが分院庶務から「本部庶務掛御中」、同年一〇月九日付で図書館長から「本部丁字（ママ）事務局長殿」へと、三通確認できる。最後の文書は部局の長が出しているが、部

局の長が差出した文書で「本部」の名称を用いているのは、この文書が最初である。この時期に、事務部門間だけではなく、各部局全体からも一般に「本部」と認識されるようになつたと考えることは可能である。ただ、この事例一点しかなく、これ以外には確認出来ていない。また同年七月には「事務局庶務課」という名称も出てくるので、すぐに「本部」が「事務局」に取つて代わられ、定着しなかつたとも考えうる。どちらにしろ、最終的な判断は保留しておきたい。

おわりに――まとめにかえて――

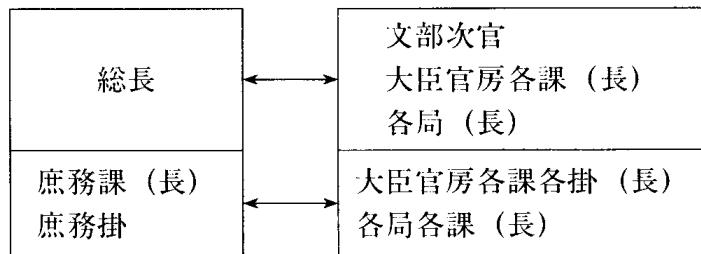
以上、主に本部事務部門が管掌した大学事務文書について、その差出名と宛名を中心にみてきた。まとめるに以下のようになろう。

名古屋帝国大学と文部省との間で文書が取り交わされる場合、総長と文部次官・文部大臣官房各課長・文部省各局長(以下便宜的に文部省上級長と呼ぶ)の名で取り交わされるのが基本であった(以下図1参照)。ただ内容によつては、名古屋帝国大学庶務課(長)や庶務掛も関係するが、その場合文部省側は大臣官房各課の下の掛、あるいは各局の下の各課が対応しており、総長・文部省間の文書とは厳密に区別されている。これは一九四五年七月に事務局長が設置され、帝国大学から旧制大学に移行して以降も、基本的には同じである。

ただ一九四六年前半までの一年間はこの慣行に逸脱する事例があり、文書慣行の混乱期であつたといえる。特に事務局長から文部省への文書は文部省上級長へ出される場合があり、これは総長が差出す宛名と同じでクラスであつた。このように、事務局長設置後のしばらくは、総長とは別に、事務局は独自の動きを指向・模索していた

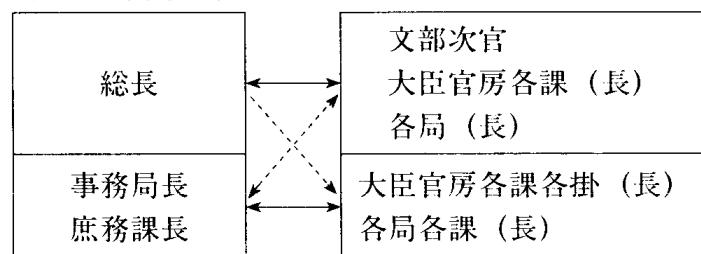
1942 年

名古屋帝国大学 文部省



1945 年後半から 1946 年前半

名古屋帝国大学 文部省



1947～1949 年 4 月

旧制名古屋大学 文部省

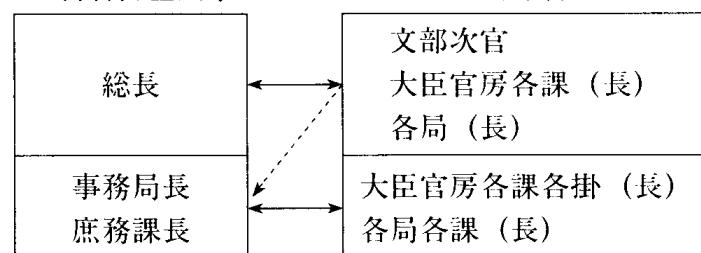
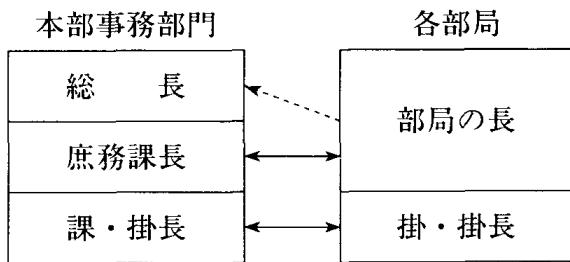


図 1

いえる。しかも、事務局長宛は文部大臣官房総務室長からの一通しかないのに對し、事務局長から文部省上級長宛は計六通もある。となるとこの動きは、文部省からの指導によるものといふよりは、名古屋帝国大学事務局側の、独自な主体的な動きであつたといえよう。

この動きは、一九四六年中頃に終息するが、たゞその後は逆に文部省上級長から名古屋大学事務局長宛が二通存在するなどから、今度は文部省側から大学事務局長を重視する傾向が出て

1942年～1945年7月



1945年7月～1949年4月

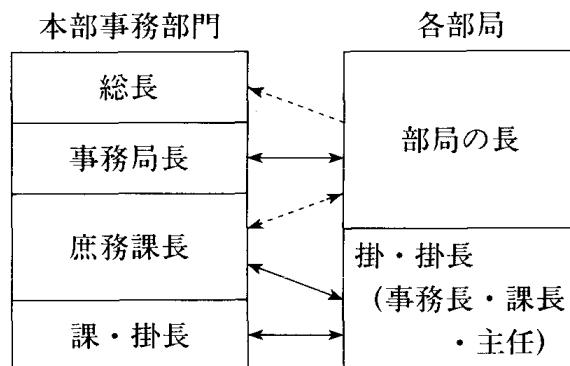


図2

きたといえるかもしない。どちらにしろ、事務局長の設置により、大学内における本部事務部門の地位が、若干ではあるが相対的に向上する結果になつたことは間違いない。なお『ニュース3号』で指摘した文書綴の表題が大学名から掛課名に変わるもの、文書業務に対する事務部門の権限が向上したため、大学全体の文書という意識から、事務部門所有の文書という意識にこの時期変化したためと思われ、先の結論と同じ傾向を示しているものといえる。

一方本部事務部門と大学内各部局間の学内往復文書に目を向けると、本部事務部門の庶務課長と各部局の長、一九四七年七月事務局長設置以後は事務局長と各部局の長の間で文書が取り交わされるのが基本となる(以下図2参照)。また、それ以外は、事務局長設置以前は本部事務部門の課名あるいは掛長(あるいは課名)・掛長と各部局の掛・掛長(のち事務長・課長・主任)が対応しているといえる。

しかし一方では、事務局長と各部局の長の間だけではなく、庶務課長名と各部局の長の間で文書が取り交わされている事例が同時並行で存在している。これをどうみるかは、文書の内容等についてさらにもう少し検討を要するが、事務局長就任によつて事務部門の文書管轄が直ちに事務局長に移行されたわけではなく、旧来の庶務課長の管轄も一部継続して依然と残されていたとみることもできる。ただ、次に述べる各部局の長から総長宛の文書の場合よりも、文書慣行の逸脱度は小さく、その点この本部事務部門内部の齟齬も、さして大きなものとはいえなかつたようである。

また、総長から各部局の長宛には文書が出されていないのに対し、各部局の長から総長宛に出された文書は多数存在する。総長への内申や各部局による起案などのうち、場合によつては、本部事務部門を越えて直接総長宛に出すケースが存在したと考えられる。ここに大学全体の組織的な整合性とは別に、学部の相対的な独自性が垣間見られるのである。「本部」という名称の使用が、当初事務部門間のみに限られ、各部局の長の名で差出す場合は使用されなかつたのも、このような意識の表れとみることも可能である。なかでも医学部・図書館・医院等は、他の部局が事務局長宛に返答しているのに対し、わざわざ総長宛に返答している場合がある。いずれも帝国大学創立以前からの前身校をもつ部局であり、帝国大学創立後も前身校の主体性を依然継続して内包していたのである。

このように、本部事務部門がその内部に旧来からの慣行を温存しつつも、事務局長設置以後は新たにその地位を相対的に高める動きを示す一方で、各部局も逆に、本部事務部門を越えて直接総長に文書を出すなど、その独自性・独立性を保持しようとしていたといえる。この時期の名古屋大学も決して一枚岩の整合性を持つ総合大学ではなく、前身校の伝統がある各部局が、相対的な独自色をもつという側面も内包していたといえよう。この点については従来の研究すでに通説となつてゐると思われるが、事務文書からもこれが確認できたといえる。

以上が本稿のまとめであるが、本論中にも随所で触れたように、不明確な問題が数多く残されている。さらに検討対象として資料が限られた少ない点数であり、また内容までは深く検討できないため、本論で明らかにした論点の中にも、論証不十分な点が多い。たとえば、書止文言等の内容が検討できなかったため、その往復文書が同じ地位の部署間で取り交わされた平行文書なのか、部署間に上下が在する上申・下達文書なのかの区別さえもできていない。また職名だけではなく、勅任・奏任・判任などによる区別も考える必要がある。今後このような観点の研究が行われれば、ここで得た結論がひっくり返されたり、新たな問題点も出てくるかと思われる。

すなわち今回対象とした事例だけでは説明が困難であり、検討の対象とする文書を拡大するとともに、内容についても、さらにひとつ踏み込んだ分析が必要と思われる。政府公文書等を含めた情報公開が現在検討されているが、このような研究上の意味からも、公文書公開は必要であり、はやくそれが実現されることを期待するものである。

註

* 経済学部関係の文書について逆に課名から学校名・課名になることも指摘した。しかし、一九四五年より前の文書綴は学生課所轄の『文部省通達綴』で、内容も文部省からの通達のみである。これに対し一九四五年以降の綴は、教務課はじめ多様で、かつ内容も往復綴であるなど、文部省からの通達以外の文書も多数含まれている。このように性格の異なる綴を単純に比較して論じてしまつたのは問題があり、再考する必要がある。

** 一通だけ、「工学部長事務代理」差出で「本部」名称を用いた文書がある。事務代理野口孝重は教授であり事務職員ではない。事務代理を学部長と同じと見なすと、各部局の長が本部と意識していたことになり、例外となる。この点は判断を保留しておきたい。

(かみや・さとし 名古屋大学史資料室)